

農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定に関する申出書（**経営受委託、移転及び転賃を除く**）

年 月 日

桐 生 市 長 様

下記について、農用地利用集積計画による利用権を設定したいので申出します。

1. 各筆明細

氏 名 又 は 名 称			住 所						生年月日		日中連絡先		同意印
利用権の設定を受ける者 （A）【借り手】													
利用権を設定する者の （B）【貸し手】													
利用権を設定する土地（C）			設定する農地（賃借権）（D）						利用権の設定等 に係る当事者間 の法律関係（E）	利用権を設定する土地の（B）以外の所有者（F）			
所在・地番（町名からで可）	現況 地目	面積	利用権 の種類	内容 (作物等)	始 期	存続期間 (終期)	借 賃 (年額)	借賃の 支払方法		住 所	氏名又は名称	同意印	
		m ²											
		m ²											
		m ²											
		m ²											
		m ²											

2. 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称								性別		男 ・ 女		年齢		歳		農業従事日数		日	
利用権設定等を受ける土地の面積 (G)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (H)		主たる 経営作目 (I)	世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（J）							主な家畜の飼養の状況（K）		主な施設や農機具の所有の状況（F）					
					世帯員 (構成員)		農業従事者 (うち 15 歳以上 60 歳未満の者)			雇用労働力 (年間延人数)		種類	数量	種類	数量				
農 地	m ²	農 地	m ²		男	人	農業専従者		(	人	人								
採 草 放牧地	m ²						農 業 補助者	主たる 従事者	(	人									
その他	m ²	採 草 放牧地	m ²		女	人		従たる 従事者	(	人									

3. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「A」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「B」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期限までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により田にあっては収穫された米の価格の2割5分、畑にあっては収穫された主作物の価格の1割5分を越えることとなったときには、BはAに対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、A及びBが協議して定めるものとし、その協議が整わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約権の保留の禁止

A及びBは、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約する権利は有しない。ただし、A、B及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、相手方の同意を得るものとし、農業委員会へ通知するものとする。

(4) Bはあらかじめ市町村に協議した上、Aの承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア Aは、Bの責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他Aにおいて修繕することができない場合でAの同意があったときは、Bの修繕することができる。この場合においてBが修繕の費用を出したときは、Aに対してその償還を請求することができる。

イ Bは、Aの同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合にはAの同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア Aは、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ Bは、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、A及びBが別途協議することにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、Bは、直ちにAに対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形状の変更については、Bは、原状回復の義務を負わない。

イ Bは、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、Aの選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合においてA及びBの間で有益費の額について協議が整わないときは、A及びB双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ Bは、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更禁止

A及びBは、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、A、B及び市町村が協議のうえ、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

Bは、この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、A、B及び市町村が協議して定める。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、A、B及び市町村が協議して定める。

4. 記載注意

- (1) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿謄本によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地籍がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には、「○○○㎡の内○○○㎡」と記載し、当該部分を特定できる図面を添付する。
- (2) (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」、「使用貸借権」等、種類を記入する。
- (3) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（「作付けする作物名」又は「水田」「普通畑」「農業用施設用地（畜舎）」など）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも併記する。
- (4) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の１年分の借賃（期間借地の場合は、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。
- (5) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、「現金」、「口座振込」等、支払方法を記入する。
- (6) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」、「使用貸借」等と種類を記入する。
- (7) (F) 欄は、(C) 欄の利用権を設定する土地の所有者が(B) 欄以外の共有者が権限を有する場合には記載。（数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。）
- (8) 「利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等」の記載は、同一広告に係る計画書中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (9) (G) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が２つ以上ある場合は、それぞれを合算して面積を記入する。
- (10) なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (11) (H) 欄は、利用権の設定を受ける者がすでに耕作を行っている面積を記載する。
- (12) (I) 欄は、主たる経営作物を「具体的な作物名」又は「水稻」「果樹」「養豚」「養鶏」「酪農」「肉用牛」「施設園芸」等記載する。
- (13) (J) 欄はの「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね１５０日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね６０～１４９日の者をいう。
- (14) (J) 欄の「雇用労働力（年間延べ人数）」は雇用人数に一人当たりの年間雇用日数を乗じた人数を記載する。
- (15) (K) 欄は、利用権の設定を受ける者が家畜の飼育を行っていない場合は、記載を要しない。
- (16) (F) 欄は、利用権の設定を受ける者が所有する、農業施設や農業機械の種類とその数量（「トラクター１台」等）を記載する。

(続紙) 利用権の設定をする土地の明細

[illegible]